

田辺広域休日急患診療所設置及び管理条例

制定	平成7年3月31日	条例第2号
改正	平成8年3月29日	条例第2号
改正	平成9年8月8日	条例第2号
改正	平成10年3月2日	条例第1号
改正	平成14年3月19日	条例第1号
改正	平成20年3月31日	条例第1号

(設置)

第1条 田辺周辺広域市町村圏の住民及び田辺周辺広域市町村圏に滞在する者の休日における急病者を診療するため、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第3項に規定する診療所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 田辺広域休日急患診療所

位置 田辺市湊1619番地の8

(診療所管理者)

第3条 田辺広域休日急患診療所（以下「診療所」という。）に医療法第10条の規定により管理者（以下「診療所管理者」という。）を置き、社団法人田辺市医師会が選出した代表者をもって充てる。

2 診療所管理者は、診療業務に従事する職員を監督する。

(診療所管理者の報酬及び費用弁償)

第3条の2 診療所管理者に報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項の報酬の額は、年額240,000円とする。

3 第1項の費用弁償の額は、田辺市職員等の旅費に関する条例（平成17年田辺市条例第46号）による副市長の旅費相当額とする。

4 第1項の規定による報酬及び費用弁償の支給方法については、田辺周辺広域市町村圏組合特別職の職員の報酬等に関する条例（昭和46年条例第5号）第2条及び第3条の規定を準用する。

(業務)

第4条 診療所は、次に掲げる診療科目に係る急病者について、診療所内における診療業務を行うものとする。ただし、往診業務は、行わないものとする。

(1) 内科

(2) 小児科

(3) 歯科

(使用料)

第5条 前条の診療を受けた者の使用料は、健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法その他法令等による算定方法に基づき算定した額とする。

(手数料)

第6条 診療所において文書類の交付を受ける者があるときは、次に定めるところにより、手数料

を徴収する。

(1) 諸診断所料 1 通につき 1,000 円

(2) 諸証明料 1 通につき 1,000 円

(減免)

第 7 条 田辺周辺広域市町村圏組合管理者（以下「組合管理者」という。）は、特別の理由があると認めるときは、前 2 条の規定にかかわらず、使用料又は手数料を減免することができる。

(納付)

第 8 条 使用料及び手数料は、その都度診療所の窓口へ納付しなければならない。ただし、法令の規定により、給付し、又は負担される額によるものは後納とする。

(職員)

第 9 条 診療所に事務長その他必要な職員を置くことができる。

(診療日)

第 10 条 診療所の診療日は、次に定めるところによる。ただし、組合管理者が必要と認めるときは、臨時に診療し、又は休診することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 179 号）に規定する休日

(3) 年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日）

(4) 土曜日

(診療時間)

第 11 条 診療所の診療時間は、午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分までとする。ただし、土曜日（前条第 2 号又は第 3 号に当たる日を除く。）については、午後 6 時 30 分から午後 10 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、組合管理者は、特に必要と認めるときは、診療時間を変更することができる。

(運営協議会)

第 12 条 診療所の適正かつ円滑な運営を図るため、運営協議会を置くことができる。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、組合管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日条例第 2 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 8 月 8 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 2 日条例第 1 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 19 日条例第 1 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日条例第 1 号）

この条例は、平成 20 年 5 月 24 日から施行する。ただし、第 3 条の 2 第 3 項の改正規定は公布の日から、第 5 条の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。